

## Ⅶ 計画の推進

### 1. 計画の推進体制

庁内関係部局及び市社協で構成される地域福祉計画検討会議において、課題や取り組みについて検討を行うとともに、保健福祉以外の関係分野と連携しつつ、計画の総合的な推進を図ります。また、地域の福祉活動団体や関係機関等と情報共有を図るとともに、市民に広く情報提供を行います。

### 2. 計画の進行管理

計画の着実な推進を図るため、社会福祉法第107条第3項の規定に則り、毎年度、社会福祉審議会により計画に位置付けた取り組みの評価を行い、事業の改善等、計画の効果的・効率的な推進を図ります。また、計画の進捗状況を把握し、必要に応じて方針等の見直しを行います。

#### 《社会福祉法》

第107条（略）

- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

#### 《PDCAサイクルによる計画の推進・進行管理》

